指名停止措置について

本日、魚津市請負工事執行適正化委員会運営要領に基づき、下記のとおり指名停止措置を行いましたのでご案内します。

記

1. 指名停止業者及び指名停止期間

指名停止業者		指名停止期間
業者名	住所	11/4
㈱富士通ゼネラル	神奈川県川崎市高津区末長 3-3-17	平成29年4月26日(水)から
		平成29年10月25日(水)まで(6か月)
沖電気工業㈱	東京都港区芝浦 4-10-16	平成29年4月26日(水)から
		平成29年7月25日 (火) まで (3か月)
日本電気㈱	東京都港区芝 5-7-1	平成29年4月26日(水)から
		平成29年6月25日(日)まで(2か月)
日本無線㈱	東京都中野区中野 4-10-1	平成29年4月26日(水)から
		平成29年5月25日(木)まで(1か月)
㈱日立国際電気	東京都港区西新橋 2-15-12	平成29年4月26日 (水) から
		平成29年5月25日(木)まで(1か月)

2. 事実概要

公正取引委員会が、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者に対し、平成29年2月2日付けで、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認定したもの。

3. 指名停止理由

上記事実は、魚津市請負工事執行適正化委員会運営要領別表第2 (11) 若しくは (12) に該当する。

担当:魚津市役所企画総務部財政課

管財 • 契約檢查係

TEL0765-23-1088 FAX0765-23-1051